

議案第 4 5 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(ひたちなか市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市調査統計条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市調査統計条例(平成6年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部改正)

第5条 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例(平成19年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市消防団条例の一部改正)

第6条 ひたちなか市消防団条例(平成6年条例第121号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成

6 年条例第 1 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例第 2 7 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

ひたちなか市行政不服審査法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(罰則) 第15条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第15条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	

ひたちなか市調査統計条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(罰則) 第9条 略 第10条 調査の事務に従事する者又はこれらの職にあった者及びその他の者が、その調査に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を他にもらし若しくは窃用したとき又は第8条の規定に違反する行為をしたときは、6か月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第9条 略 第10条 調査の事務に従事する者又はこれらの職にあった者及びその他の者が、その調査に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を他にもらし若しくは窃用したとき又は第8条の規定に違反する行為をしたときは、6か月以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。</p>	

旧	新	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に</p>	

旧	新	備考
<p>係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～8 略</p>	<p>係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～8 略</p>	

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者</p> <p>(2) 第20条第1項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 第21条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者</p> <p>(2) 第20条第1項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 第21条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 略</p>	

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新	備考
<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土採取事業を行った者</p> <p>(2) 第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 第22条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土採取事業を行った者</p> <p>(2) 第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 第22条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 略</p>	

ひたちなか市消防団条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新	備考
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新	備考
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者</p> <p>(3) 停職処分を受けたことにより退職した者</p> <p>(4) 勤務成績が特に不良であった者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者</p> <p>(3) 停職処分を受けたことにより退職した者</p> <p>(4) 勤務成績が特に不良であった者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者</p>	